

医療相談室だより

令和7年 2月 (No. 395)

令和7年 2月1日発行



八王子市内では新型コロナウイルスインフルエンザとともに流行しております。

院内の感染状況により面会を制限させて頂くことがあります。最新情報は病院ホームページ「お知らせ」にてご面会状況を載せています。面会の際はご確認ください。

医療費控除について

1月1日から12月31日までの間に医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超える時は、その医療費を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

対象となる医療費は病院、診療所などでの入院費用（部屋代含む）及び通院費、介護老人保健施設、介護医療院などが含まれます。詳細は国税庁のホームページなどをご覧ください。

○医療費控除の要件

(1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。

(2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります）。

【対象となる金額の計算式】

総所得金額	200万円以上の人	$\left[\begin{array}{c} \text{一年間に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \\ \text{※1} \end{array} \right] \text{ マイナス } \left[\begin{array}{c} \text{保険金など} \\ \text{で補填さ} \\ \text{れる額} \\ \text{※2} \end{array} \right] \text{ マイナス } \left[\begin{array}{c} \text{10万円} \end{array} \right] = \text{医療費控除}$
	200万円以下の人	$\left[\begin{array}{c} \text{一年間に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \\ \text{※1} \end{array} \right] \text{ マイナス } \left[\begin{array}{c} \text{保険金など} \\ \text{で補填さ} \\ \text{れる額} \\ \text{※2} \end{array} \right] \text{ マイナス } \left[\begin{array}{c} \text{総所得額} \\ \times 5\% \\ \text{※3} \end{array} \right] = \text{医療費控除}$

※1 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代は、医療費控除の対象となります。また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません。

八王子市の場合：要介護認定に関わる主治医意見書に内容を確認した書類は介護保険課で発行されます

※2 生命保険契約などで支給される医療保険金、入院給付金、損害費用保険。健康保険の規定により支給される療養費、出産育児一時金、高額療養費などが対象です。給付の対象となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きされません。

※3 その年の総所得額が200万円未満の方は、総所得金額の5%の金額

「認知症」がテーマのイベントが2月に開催されます。



認知症をテーマに八王子市では講演会（2月22日）、多摩市では音楽祭（2月25日）が開催されます。

詳細は平川ブログにて確認できます。ぜひご覧ください。

イベントの詳細はこちらから確認できます。

相談室より

ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日ですが、当番者の出勤がある土曜日もあります。

ご用のある方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしく願いいたします。

土曜、祝日の出勤予定（未確認）

2月15日 荻生 木村 下山

市川佳奈 菊谷

3月1日 荻生 市川佳奈

菊谷 市川浩之 天野

3月15日 市川

東京都八王子市美山町1076

医療法人社団 光生会 平川病院

院長 平川 淳一

電話 042(651)3131

医療相談科

荻生 下山 木村 市川佳奈

菊谷 市川浩之 天野

病院ホームページもご覧ください

